

一般管理費率の改定について（新旧対照表）

国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）平成 29 年度	平成 30 年（2018 年）4 月単価使用設計書より適用	備 考																
<p><b>別表第 1 一般管理費等率</b></p> <p>(1) 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="154 359 1394 443"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500 万円以下</td> <td>500 万円を超え 30 億円以下</td> <td>30 億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td><u>20.29%</u></td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td><u>7.41%</u></td> </tr> </table> <p>(2) 算定式                      [一般管理費等率算定式]  <math>G_p = -4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242 (\%)</math>                      ただし、<math>G_p</math>：一般管理費等率(%)  <math>C_p</math>：工事原価(単位円)</p> <p>(注) 1. <math>G_p</math>の値は、小数点第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。                      2. 対象とする工事原価については、「第 2 章②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (ニ)」及び「第 2 章②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>20.29%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>7.41%</u>	<p><b>別表第 1 一般管理費等率</b></p> <p>(1) 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1478 359 2718 443"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500 万円以下</td> <td>500 万円を超え 30 億円以下</td> <td>30 億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td><u>22.72%</u></td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td><u>7.47%</u></td> </tr> </table> <p>(2) 算定式                      [一般管理費等率算定式]  <math>G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977 (\%)</math>                      ただし、<math>G_p</math>：一般管理費等率(%)  <math>C_p</math>：工事原価(単位円)</p> <p>(注) 1. <math>G_p</math>の値は、小数点第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。                      2. 対象とする工事原価については、「第 2 章②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (ニ)」及び「第 2 章②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>22.72%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>7.47%</u>	<p>率の改定</p>
工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの															
一般管理費等率	<u>20.29%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>7.41%</u>															
工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの															
一般管理費等率	<u>22.72%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>7.47%</u>															